

新潟市農業者減少対応経営確立支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市農業者減少対応経営確立支援金（以下「支援金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、農業用資材等の価格高騰や令和5年夏の高温・少雨の影響による米の等級の著しい低下により、農業収入の減少に見舞われている農業者のうち、地域の農地の維持・保全のため、農地の集積・集約化に取り組んでいる担い手に対して、新たに借り受けた農地の耕作に要する農業用生産資材の価格高騰への支援を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 農地中間管理事業 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理法」という。）第2条第3項に規定する「農地中間管理事業」（以下「中間管理事業」という。）をいう。

(2) 農業経営基盤強化促進事業 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第4条第3項に規定する「農業経営基盤強化促進事業」（以下「基盤強化事業」という。）をいう。

(3) 農地中間管理機構 中間管理法第2条第4項に規定する「農地中間管理機構」（以下「機構」という。）をいう。

(4) 自作地 農地所有者又は農地所有者の世帯員等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する世帯員等をいう。以下「農地所有者等」という。）が、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地をいう。

なお、「耕作又は適正な管理を行っていた」については農作業の委託（特定農作業委託を含む。）を含むものとする。

(交付対象等)

第4条 市は支援金を予算の範囲内で交付するものとする。

2 交付対象等は、次表のとおりとする。

交付対象農地	以下の要件を満たす農地とする。 (1) 次のいずれかにより権利設定がなされた農地であること。 ア 中間管理事業を利用し、令和5年6月から令和7年3月までに新たに使用貸借権又は、賃借権の契約が発効した農地。
--------	--

	<p>イ 基盤強化事業を利用し、令和5年6月から令和7年3月までに新たに利用権の契約が発効した農地。ただし、農地法第3条による使用貸借権・賃借権は含まない。</p> <p>(2) 農地の貸付期間が、作付期間10年以上であること。</p> <p>(3) 令和5年3月31日時点において、農地所有者等の自作地であること。ただし、機構に貸し付けた農地のうち、当該土地の所有者が借り受けた自己所有地は除く。</p> <p>(4) 過去に、中間管理事業又は基盤強化事業により、利用権等の設定を行った履歴のある農地ではないこと。</p> <p>(5) 支援金の交付決定日の前日以前に、解約等により上記(1)ア又はイの契約が失効していないこと。</p>
交付対象者	<p>以下の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 中間管理法に基づく使用貸借権・賃借権又は、基盤法に基づく利用権の設定を受ける新潟市内の農業者</p> <p>(2) 市税に未納がない者。</p>
交付単価	<p>交付対象農地の合計面積に応じ、10,000円/10aを上限として交付する。なお、表示単位未満については切り捨てるものとする。</p>

(交付申請及び実績報告)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新潟市農業者減少対応経営確立支援金交付申請書及び実績報告書(別記様式第1号)により、交付対象農地が市内の場合は別紙1(新潟市内の交付対象農地)を、市外の場合は別紙2(新潟市外の交付対象農地)を添えて、市長に申請しなければならない。

2 交付対象農地が市内の場合は、第4条第2項に規定する交付対象農地の要件(1)から(5)を満たすことを市長が確認するものとする。

3 交付対象農地が市外の場合は、第4条第2項に規定する交付対象農地の要件(1)から(5)を満たすことが確認できる資料を市長に提出しなければならない。

4 市長は、申請内容に関し、申請者に対し必要な事項の報告を求めることができる。

(交付決定等)

第6条 市長は前条の申請があった場合は、審査の上、交付又は不交付を決定し、新潟市農業者減少対応経営確立支援金交付決定及び額の確定通知書(別記様式第2号)又は新潟市農業者減少対応経営確立支援金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により、支援金の交付決定及び額の確定をした場合は、申請者に対し速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、支援金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けた場合は、交付決定者に対し、新潟市農業者減少対応経営確立支援金交付取消決定通知書（別記様式第4号）により通知し、支援金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年2月21日から施行し、令和5年12月22日から適用する。

新潟市農業者減少対応経営確立支援金交付申請書及び実績報告書

(宛先)新潟市長

新潟市農業者減少対応経営確立支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、下記の記載内容について虚偽がないことを誓約します。

記

		申請年月日	年	月	日
① 交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒 ()			
	電話	— —			

② 対象農地 (別紙1及び別紙2の合計)		
交付対象面積		a
交付申請金額		円

- ※ 交付対象農地は別紙のとおり。
- ※ 交付対象面積は、10a未满是切り捨て10a単位で記入すること。
- ※ 口座情報確認のため、振込先口座情報の確認できるもの(通帳の表紙と裏面の写しなど)を添付すること。
- ※ 市税の未納・滞納がないことを確認するため、新潟市税の未納がない旨の証明書(新潟市制度用)などを添付すること。

別紙 1 (新潟市内の交付対象農地)

申請者氏名 _____

所在	地番	地目	面積		契約発効 年月	確認 (※)
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
合計面積				m ²		
交付申請面積				a		

交付申請額		円
-------	--	---

※ 確認欄には記入しないでください。
 ※ 合計面積はm²未満切り捨て、交付申請面積は a 未満切り捨てて記入すること。

別紙 2 (新潟市外の交付対象農地)

申請者氏名 _____

所在	地番	地目	面積		契約発効 年月	確認 (※)
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
合計面積				m ²		
交付申請面積①				a		

別紙 1 の交付申請面積②		a
交付申請面積合計 (①+②=③)		a

交付申請金額		円
--------	--	---

- ※ 確認欄には記入しないでください
- ※ 合計面積はm²未満切り捨てて記入すること。
- ※ 交付対象面積①、別紙 1 の交付対象面積②は a 未満切り捨てて記入すること。
- ※ 交付申請面積合計 (①+②=③) は、10a 未満切り捨てて記入すること。

新潟市農業者減少対応経営確立支援金交付決定及び額の確定通知書

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった新潟市農業者減少対応経営確立支援金については、次のとおり交付の決定及び額の確定をしたので通知します。

記

1 交付決定額及び確定額 金 円

内訳

交付対象面積 (①) × 単価 (②) = 交付決定額及び確定額 (③)

① _____ × ② _____ = ③ _____

2 農業者減少対応経営確立支援金の返還について

あなたが次のいずれかに該当した場合には、交付した農業者減少対応経営確立支援金は返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けた場合
- (2) 支援金の対象となった農地が、支援金の交付決定日の前日以前に、解約等により新潟市農業者減少対応経営確立支援金交付要綱第 4 条第 2 項第 1 号の A 又はイの契約が失効した場合

3 その他

あなたが、上記 (1)、(2) に該当することとなったときは、その旨を遅滞なく市長に届け出て下さい。

別記様式第3号

新潟市農業者減少対応経営確立支援金不交付決定通知書

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった新潟市農業者減少対応経営確立支援金については、
次のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

理 由

別記様式第 4 号

新潟市農業者減少対応経営確立支援金交付取消決定通知書

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付け新 第 号により交付決定をした新潟市農業者減少対応経営確立支援金については、下記により交付決定を取り消すことに決定をしたので通知します。

なお、この交付決定の取り消しに伴い新潟市農業者減少対応経営確立支援金は返還していただきますので併せて通知します。

記

1 理 由

2 交付決定額 金 円

3 交付決定取消額（返還額） 金 円

4 返還期日 年 月 日

5 返還方法

同封の納入通知書により、指定の場所へお支払い下さい。

新潟市農業者減少対応経営確立支援金交付申請書及び実績報告書

(宛先)新潟市長

新潟市農業者減少対応経営確立支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、下記の記載内容について虚偽がないことを誓約します。

記

		申請年月日	年	月	日
① 交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒 ()			
電話	— —				

② 対象農地（別紙1及び別紙2の合計）		
交付対象面積		a
交付申請金額		円

※ 交付対象農地は別紙のとおり。

※ 口座情報確認のため、振込先口座情報の確認できるもの（通帳の表紙と裏面の写しなど）を添付すること。

※ 市税の未納・滞納がないことを確認するため、新潟市税の未納がない旨の証明書（新潟市制度用）などを添付すること。

別紙2(新潟市外の交付対象農地)

申請者氏名

所在	地番	地目	面積		契約発効 年月	確認 (※)
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
合計面積				m ²		
交付申請面積(①)				a		

別紙1の交付申請面積②		a
交付申請面積合計(①+②=③)		a

交付申請金額		円
--------	--	---

※確認欄には記入しないでください

別記様式第 2 号

新潟市農業者減少対応経営確立支援事業に係る誓約書

(宛先) 新潟市長

住所 _____

氏名 _____

新潟市農業者減少対応経営確立支援金交付申請書及び実績報告書（別記様式第 1 号）及び別紙 2 に記載の農地について、下記のとおりであることに相違ありません。

記

別紙 2 に記載された新潟市外の農地について、令和 4 年 3 月 3 1 日時点で所有者又はその他世帯員等の自作地であること。

以上

別記様式第3号

新潟市農業者減少対応経営確立支援金交付決定及び額の確定通知書

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった新潟市農業者減少対応経営確立支援金については、次のとおり交付の決定及び額の確定をしたので通知します。

記

交付決定額及び確定額 金 円

内訳

交付対象面積 (①) × 単価 (②) = 交付決定額及び確定額 (③)

① _____ × ② _____ = ③ _____

別記様式第4号

新潟市農業者減少対応経営確立支援金不交付決定通知書

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった新潟市農業者減少対応経営確立支援金については、
次のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

理 由

新潟市農業者減少対応経営確立支援金交付取消決定通知書

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付け新 第 号により交付決定をした新潟市農業者減少対応経営確立支援金については、下記により交付決定を取り消すことに決定をしたので通知します。

なお、この交付決定の取り消しに伴い新潟市農業者減少対応経営確立支援金は返還していただきますので併せて通知します。

記

1 理由

2 交付決定額 金 円

3 交付決定取消額（返還額） 金 円

4 返還期日 年 月 日

5 返還方法

同封の納入通知書により、指定の場所へお支払い下さい。